

白鷹町防犯灯LED化事業

募集要項

平成27年5月

白鷹町

募集要項目次

1. 募集の趣旨	P1
2. 事業概要	P2
3. 応募条件	P5
4. 防犯灯LED化事業 事業者選定の流れ	P8
5. 防犯灯LED化事業 提案募集スケジュール	P9
6. 審査及び審査結果の通知	P12
7. 防犯灯LED化事業 提案書における提示条件	P14
8. 事業の実施に関する事項	P14
表1-予想されるリスクと責任分担表	P16
9. 契約に関する事項	P18
10. 防犯灯LED化事業提案提出書類作成要領	P18
11. 防犯灯具仕様	P21
12. 工事仕様	P24

1 募集の趣旨

本町には、現在約2,100灯の防犯灯が設置されており、管理は自治体が行い防犯灯の種類は水銀灯、蛍光灯、白熱電球等様々であり、その形状、消費電力もまちまちである。

本事業は、電気料金の値上げによる財政負担増加や環境負荷の低減を図る為のものであり、白鷹町の防犯灯約2,100灯のLED化に向け、民間業者から優れたノウハウを活かした施工、事業資金計画、運転及び維持管理等に関する一括提案（以下「防犯灯LED化事業」という）を受け、白鷹町にとって最も優れていると考えられる提案者を選定するため、防犯灯LED化事業の募集を行うものである。

もっとも優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本町と本事業に係る契約を締結し、本事業を実施する。

なお、本事業の契約については、本提案募集要項の内容をふまえて、提案内容の詳細調査、実施計画を経て、包括的管理計画書を作成した後、最終契約を締結する。

2 事業概要

事業概要は、次のとおりとする。

(1) 事業名称

白鷹町防犯灯LED化事業

(2) 事業場所

白鷹町内全域

(3) 事業対象

灯数 2,125灯（町管理防犯灯）

ア 交換灯具数の内訳に関しては事業参加表明者に配布することとする。

イ 町管理防犯灯2,125を10VA契約灯具に取り換える。（2,125灯に下記ウの41灯を含む）

ウ 深山地区41灯に関しては10VA契約となるE26電球色LED電球に取り換える。

エ 深山地区41灯及び事業対象外133灯についてもメンテナンスに関する提案を希望する。

オ 事業期間中の新設灯具に関しても事業者の負担により設置及びメンテナンスに関する提案を希望する。なお設置翌年度（平成28年度）から9年で30灯とし、当町からの要求により協議の上決定する。

(4) 事業方式及び契約年数

メンテナンス付リース契約（以下「リース契約」という。）

契約年数10年間

(5) 事業内容

事業者は、防犯灯の実際の設置状況を踏まえ、本町と合意した内容で、自ら行った提案を元に契約を締結する。白鷹町防犯灯LED化事業の契約期間内においては、募集の趣旨の目的達成の為準備をするLED防犯灯設備等、即ち、メンテナンス付リース設備（以下「リース設備」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

ア 電力契約照合・電力契約申込み

イ リース設備の計画・施工・施工管理

ウ 既存防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

エ リース設備の維持管理・保証（無償修繕等）

オ リース契約終了後のリース設備の所有権の帰属に関する契約の履行

(6) 事務局

町民課 くらし環境係

郵便番号： 992-0892

住 所： 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833

T E L： 0238-85-6131（直通）

F A X： 0238-85-2128

E - m a i l： cyoumin@so.town.shirataka.yamagata.jp

(7) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 電力契約の照合・申込

(ア)電力契約と既設防犯灯との数量相違の把握・整合。（防犯灯設備があっても電力契約のないもの、電力契約があっても防犯灯設備がないものを選別し、本町へ報告し協議すること）

(イ)LED化に伴う契約変更の申し込み及び前項で把握した契約相違に係る新設、移設又は減設申込の実施。

イ リース設備の設置に係る計画・施工及び施工管理

(ア)関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、LED化のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する事。

(イ)近隣住民や交通に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する事。

(ウ)作業者の安全に配慮した施工・施工管理を実施する事。

ウ 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル並びに廃棄処分

(ア)関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理等を行う事。

(イ)撤去した設備（灯具本体、安定器）については、環境保護の観点から可能な限り再利用する事とする。

エ リース設備の維持管理・保証（無償修繕等）

(ア)事業者は、本町の修理依頼に基づき、リース設備の調査・修繕を行う事、なお当該作業は迅速（本町が依頼をした日から起算して3日以内を目安）に実施するものとする。その際生じる費用は、その損害の原因により事業者、本町、自治会等のいずれかが負担する事とする。なお事業者、本町、自治会等のいずれか

が費用負担するかについて、本要項に定めがない場合は、事業者と本町、自治会等が協議のうえ、これを定めるものとする。

(イ)事業者は、リース設備について、自己の負担で保険に加入する事とする。

A) 事業者が費用負担する場合

- (a) リース設備の製品としての不具合による故障
- (b) リース設備の取付、施工工事の不具合による故障
- (c) 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、洪水、土砂崩れ等の災害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた損害

B) 本町が費用負担する場合

- (a) 清掃、近接樹木の伐採・除雪等で本町ないし本町の依頼による作業者の責による損害
- (b) 大地震・大噴火による被害
- (c) 戦争・暴動・変乱による損害
- (d) 事業者、町会、自治会等の責に因らない損害

C) 自治会等が費用負担する場合

- (a) 清掃、近接樹木の伐採・除雪等で自治会等ないし自治会等の依頼による作業者の責による損害

オ 契約終了後のリース設備の所有権の帰属

リース契約期間終了後の、事業者の設置したリース設備の所有権の帰属については、契約に基づき履行する事。

カ その他

事業者は、既設設備の撤去工事・リース設備の設置工事並びに維持管理において、町内工事事業者との連携・活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮するものとする。

(8) 事業スケジュール

- ア 募集要項のホームページ掲載・・・・・・・・平成27年5月8日
- イ 候補者プレゼンテーション・・・・・・・・平成27年6月19日（予定）
- ウ リース契約の締結・・・・・・・・平成27年7月上旬
- エ 工事期間・・・・・・・・平成27年8月上旬～11月下旬
- オ リース開始期日・・・・・・・・平成27年12月1日

3 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、防犯灯LED化事業を行う能力を有するリース事業者あるいはグループ（リース事業者とその他の会社の複数の企業の共同）とする。
- イ グループで応募する場合も、リース事業者を代表者とし、その代表者が本町との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。また、参加表明時に全構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ウ 応募や提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続を行う。
- エ 防犯灯LED化事業提案書提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とする。但し、設立条件などに関しては、本町と協議の上で合意を得ること。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。
 - (ア)事業役割：本町との契約等諸手続を行い事業遂行の責任を負う。
 - (イ)設計役割：設計・計画・管理に関する業務をすべて実施する。
 - (ウ)施工役割：施工に関する業務を全て実施する。その他役割：上記（ア）～（ウ）以外の維持管理、金融、リース設備の供給、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- イ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する別途合意書を本町に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、本町に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。
- ウ 下請負業者又は協力事業者の選定にあたっては、本町内業者を優先して選定するものとする。

(3) 応募者の資格

- 応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。
- ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により防犯灯LED化事業提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 応募者は、各種対策により、対象施設のエネルギー削減量を提案でき

る者であること。

ウ 事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができること。

(4) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 本募集要項の配布の日から防犯灯LED化事業提案書提出日までの期間に「白鷹町建設工事請負業者指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ 本募集要項の配布の日から防犯灯LED化事業提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。

オ 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

ク 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載を

しなかった者。

ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

コ 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

(5) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本町は応募者に無断で本募集及び審査以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしてはならない。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 本町からの提出資料の取り扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
提案する防犯灯メーカーについても同様とする。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めたときはこの限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は防犯灯LED化事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又はその提案書を無効とする。

4 防犯灯LED化事業 事業者選定の流れ

(1) 応募者

本防犯灯LED化事業への応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満足する者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

事業者選考委員会により、提案内容を審査し、最優秀提案を1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、本町との間で以降の詳細診断、包括的管理計画（最終提案）書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進める。

(5) 契約事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議を行い、その結果について本町と協議が整えば防犯灯LED化事業契約を締結し、契約事業者となる。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、優秀提案をした者（次選交渉権者）との詳細協議を行う場合もある。

なお、契約までの費用については、防犯灯LED化事業事業者の負担とする。

5 防犯灯LED化事業 提案募集スケジュール

(1) 日程

防犯灯LED化事業提案の募集及び選定は、次の日程で行う。

①募集要項のホームページ掲載	平成27年5月8日（金）～5月22日（金）
②募集要項に関する質問受付期間	平成27年5月8日（金）～5月12日（火）
③質問の回答	平成27年5月15日（金）
④参加表明書及び資格確認書類の受付期間	平成27年5月18日（月）～5月22日（金）
⑤参加資格確認結果及び提案要請書の通知	平成27年5月27日（水）
⑥提案書の受付期間	平成27年6月1日（月）～6月12日（金）
⑦応募者のプレゼンテーション及び最優秀提案・優秀提案の選出	平成27年6月19日（金）（予定）
⑧結果通知	平成27年6月24日（水）
⑨詳細協議、事業計画書作成	平成27年6月下旬
⑩リース契約の締結	平成27年7月上旬
⑪防犯灯LED化工事	平成27年8月上旬～平成27年11月下旬
⑫電力会社への契約変更申込	平成27年8月上旬～平成27年11月下旬
⑬リースサービス開始	平成27年12月1日（火）
⑭リース設備の維持管理	平成27年12月1日（火）～平成37年11月末日

(2) 手続

ア 募集要項配布

募集要項は、本町ホームページに掲載する。

イ 募集要項に関する質問受付・質問回答

本要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

(ア)質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、ファクシミリ、持参等は不可とする。質問1件につき1枚で提出(送信)いただきます。電子メール送信の際は、

件名を「白鷹町防犯灯LED化事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ)受付期間

平成27年5月12日（火）午後5時まで（必着）

(ウ)回答の効力

回答は、提出された質問を取りまとめて、平成27年5月15日（金）に質問をおこなった全てのリース事業者に対して、電子メールで行う事とし、口頭による個別対応は行わない

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

(ア)受付期間

平成27年5月18日（月）から5月22日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで（必着）

(イ)受付場所

事務局

(ウ)提出書類

応募者及び応募者の構成員は、以下a～gの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに左綴じし、各一通を提出すること。各提出書類には、必ず書類番号を記した表紙を付けること。なお、グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者が各一通提出すること。

≪参加表明作成要領≫

(a) 参加表明書・・・・・・・・・・様式第2号

(b) グループ構成表・・・・・・・・・・様式第3号

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割）を明確にする事。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付する事。

(c) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発されたもの。ただし、登録印鑑を変更した場合には、変更後の証明書を提出すること。

(d) 商業登記簿謄本の写し

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

(e) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、市町村税に関する納税証明書を各一通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可。

(f) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書などの財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。

また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出する。

(g) 会社概要

A 4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部綴じたもの。

- I. 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第4号の1）

※ 上記の内容をすべて含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

- II. 企業状況表（様式第4号の2）

*上記(c)～(f)は、「平成27・28年度競争入札参加資格審査申請」で提出している場合は省略できる

ウ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、文書（電子メール）で本町から応募者（代表者）に通知する。なお、提案者の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を送付する。

(ア)通知日 平成27年5月27日（水）

(イ)送付内容 提案要請書

エ 提案書の提出

応募者は、「防犯灯LED化事業提案提出書類・作成要領」に従い、リース事業提案書を作成し提出する。

(ア)受付期間

平成27年6月1日（月）～6月12日（金）午後5時まで（必着）

(イ)受付時間

開庁日の午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時まで

(ウ)提出書類

「防犯灯LED化事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

オ 参加を辞退する場合

提案要請書を配布された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第5号）を平成27年6月12日（金）までに事務局あてに送付すること。

6 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

事業選定委員会は、応募者からの提案書類及びプレゼンテーションでの内容を元に、事業資金計画、使用機器、維持管理、提案内容の実行能力などの観点から、総合的に審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション（詳細については、別途通知）

開催日：平成27年6月19日（金）（予定）

会 場：白鷹町役場2階会議室（予定）

(3) プレゼンテーション内容

提案書を元に、20分程度の口頭説明を行っていただき、その後、質疑応答の時間を10分程設ける。

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

イ 審査当日において、パソコンその他説明に必要な物がある場合は、提案者が用意する事。

ウ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は、所要時間に含める事とする。

エ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

オ 指定した時間に遅れる場合は、失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

カ プレゼンテーションにおいての応募者の発言は、説明及び回答のみ

とすること。

(5) 重視する審査事項

- ア 本町の計画、事業内容の通り、事業実行が可能であり、具体的に確認出来ること。
- イ 事業者の経営状況や資金調達計画の信頼性が高く具体的に確認出来ること。
- ウ 事業費用（リース料等）の内訳が明瞭且つ妥当であること。
- エ 本事業にかかる財政支出（リース料総額等）が少ない等、本町の利益総額が大きいこと。
- オ 採用されるLED防犯灯は、設置実績のある国内優良メーカーの製品であり、その規格、品質が信頼に足るものであり、これを客観的資料に基づき、具体的に確認出来ること。
- カ 平成27年度中に、町内防犯灯のLED化を達成できる計画になっていること。
- キ リース期間中のLED防犯灯等主要な資機材の機能維持（無償修理、交換）保障があること。また偶発的な原因による故障にも配慮がみられる提案であること。
- ク 町内工事業者の積極的な活用など、本町内の経済への活性化に貢献できる提案であること。
- ケ 募集の趣旨を十分理解し、提案に独自性があり、維持管理やデータ管理等においても事業開始前及び終了後を見据えた工夫がなされていること。

(6) 審査結果

総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者として、防犯灯LED化事業契約の優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。

(7) 審査結果の通知

- ア 審査の結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果を講評としてまとめて公表する。
(本町ホームページに掲載する。)

(8) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合

7 防犯灯LED化事業提案書における提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、防犯灯LED化事業提案書を作成する。

- (1) 事業者の資金により省エネルギー改修を行い、毎年のリース料が本町の希望する金額以下であること。
- (2) 本町が定めた防犯灯具使用、同設置仕様等に依じた製品を使用すること。
- (3) LED灯具以外にリース事業を実施するうえで、必要なリース設備についても対応する事。
- (4) 本町の計画に基づき工事を遂行出来る事。
- (5) 事業者の責に帰するものと判断できる事由により、「防犯灯LED化事業提案募集スケジュール」に示した工事期間内に工事が完了しなかった場合、防犯灯LED工事が完了するまで、事業者がその費用負担をすること。
- (6) 本町は、その他この項目に定めることのほか、リース事業提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

8 事業の実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
 - ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本町と防犯灯LED化事業事業者の両者で誠意をもって協議することとする。
- (2) 防犯灯LED化事業契約期間中の事業者と本町の関わり
防犯灯LED化事業は、事業者の責により遂行され、本町は防犯灯LED化事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (3) 本町と事業者との責任分担
 - ア 基本的な考え方
防犯灯LED化事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は本町の負担とする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の責任分担は、原則として別添の「防犯灯LED化事業の予想されるリスクと責任分担表」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで防犯灯LED化事業提案を行うものとする。また事業者は本サービスにおける保障内容を事前に書類をもって明記する事とする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、防犯灯LED化事業契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

(ア)防犯灯LED化事業提案書と包括的管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、町はそれまでに要した費用を請求できるものとする。

(イ)本町の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した詳細診断に係る金額を上限に、その費用を請求できるものとする。リース契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、防犯灯LED化事業契約書において定めるものとする。

エ 税制

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとする。

(ア)消費税

消費税増減に関するリスクはサービスを受ける本町が負担する。

(イ)消費税以外の税

法人税等の増減に関するリスクは防犯灯LED化事業事業者が負担する。

(ウ)税の新設

税の新設が成された場合、当該新税がサービスを享受する者が支払うべきものであれば本町が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には事業者が負担する。これに該当しない場合は本町および事業者が協議し負担する。

表 1-予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本町	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○		
	リース事業 提案の誤り	リース事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合	○	○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期		本市の指示	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
			設備導入に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○	
計画 工事 段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ （設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
工事 段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ （工事費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本市の指示条件、指示不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○			
	事業者の指示、判断によるもの		○		
性能	要求仕様不適合		○		

	一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払関連	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	リース事業設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する防犯灯LED設備の損傷	○	
	施設損傷	事業者の故意・過失に起因する防犯灯LED設備の損傷		○
		事業者の故意・過失又は防犯灯LED設備に起因する施設・設備の損傷		○
	瑕疵担保	不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
		防犯灯LED設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
		隠れた瑕疵等の担保責任 ※リース事業遂行に当たって障害となる、リース事業範囲外の不具合	○	
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による防犯灯LED化事業設備等の損傷	○	○
光熱費単価	光熱費単価の変動	自治会		
設備の不良	防犯灯LED設備が所定の性能を達成しない場合		○	

9 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本町と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にリース契約締結のための手続きを行う。優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合、優先交渉権者が応募資格を満たさないと判明した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、第2順位交渉権者と詳細協議を行う。

(2) 契約の時期

平成27年7月上旬

(3) 契約の概要

本募集要項、プレゼンテーションにおける質疑、包括的防犯灯管理計画書等に基づき、契約を締結する。契約において、事業者が遂行すべき工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー算出、支払方法などを定めるものとする。また、本町と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとする。

10 提案提出書類・作成要領

(1) 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、各々の応募書類名が判るように右端にインデックスを付けたものを、7部（正本1部、副本6部）提出すること。なお副本については、審査の公正、公平性を期すため、応募者名や応募者を表すロゴマークなどを空欄（削除）又は黒塗りをしたうえで、提出すること。

【共通事項】

注1 年月日は全て和暦で記入する事

注2 平成27年5月1日現在で作成する事

注3 応募書類（様式）の記入欄が不足する場合は、複写して、作成すること。

ア 提案書提出届（様式第6号）

イ 電力契約照合に関する提案書(様式第8号)

ウ 事業資金計画書（様式第10号の1～10号の3）

エ 使用機器提案書（様式11号）

オ 維持管理等提案書（様式第12号の1～12号の2）

- カ 工事、廃棄計画書（様式第13号）
- キ 契約終了後の対応（様式第14号）

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- (ア)使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。
- (イ)各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号を付けるとともに、右下に本町が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
- (ウ)各提案書類（副本）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、構成員を特定できる表示は一切付してはならない。
- (エ)提案書提出届（様式第6号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提出書類表紙（様式第7号）をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに左綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

イ 提案書提出届（様式第6号）

ウ 電力契約照合に関する提案書（様式第8号）

エ 事業資金計画書

(ア)事業収支計画書（様式第10号の1）

契約期間中における、本町の事業全体に関する収支計画を作成すること（用紙はA3版横書き）

(イ)資金計画書（様式第10号の2）

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。

(ウ)物品工事予算等経費計画書（様式第10号の3）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を記入すること。

オ 使用機器提案書（様式第11号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するワット数、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。

カ 維持管理等提案書（様式第12号の1～12の2）

(ア)維持管理計画書（様式第12号の1）

A) 維持管理計画

リース設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。

また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚以内、かつ 1,000 字以内で記載すること。

B) 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。

なお、別途作成する内訳がある場合は添付する事。

(イ)緊急時対応提案書（様式第 12 号の 2）

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載する事。（A4 版 1 枚以内、1000 文字以内で記載）

キ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 13 号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、リース設備の引渡、町内工事業者の活用方法に関する内容、既設設備撤去後の処理方法を記載すること。

ク 契約終了後の対応（様式第 14 号）

契約期間終了後の対応、リース設備の取扱いに関する内容について、記載すること。

11 防犯灯具仕様

(1) 防犯灯具の形状及び基本事項

ア 本事業におけるLED防犯灯具とは、従来の蛍光灯等の灯具にランプ型 LEDを取り付けたものは対象としない。

イ 適用企画及び参考規格

本仕様において特に規定がないものは、次の企画を提供又は参考にすること。なお、規格の内容は、年度の明示がなければ、最新改正年度のものとする。

(ア)適用規格

A) JIS C8105-1 照明器具一第1部 安全性要求事項通則

B) JIS C8105-1 照明器具一第1部 安全性要求事項通則 追補1

C) JIS C8105-3 照明器具一第3部 性能要求事項通則

D) JIS C8153 LEDモジュール用制御装置一性能要求事項

E) JIS C8154 一般照明用LEDモジュール安全仕様

F) JIS C8155 一般照明用LEDモジュール性能要求事項

G) JIC C61000-3-2 電磁両立性一第 3-2 部：限度値-高調波電流発生限度値

H) JIEG-001 照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画 第3版

I) 光害対策ガイドライン 環境省

(イ)参考規格

- A) 電気用品安全法
- B) JIS C8152-1 照明用白色発行ダイオド(LED)の測光方法—第1部：
LEDパッケージ
- C) JIS C8152-2:2012 照明用白色発行ダイオド(LED)の測光方法—
第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン

(ウ)通常の防犯灯仕様において、灯具、その他関係装置等の保証期間はリース契約期間終了までとすること。保証期間内の交換については器具及び交換工事費も含めて保障される。

(エ)優良防犯機器認定制度(RBSS)の認定品又はこれに相当するものであること、なお優良防犯機器認定制度(RBSS)認定品に「相当するものである」ことを示すためには、リース事業提案時の提出書類と同時に、以下の資料を、提出しなければならない。

(提出書類)

優良防犯機器認定制度(RBSS)認定申請に必要な書式及び技術報告書作成に求められる記載事項と同内容である資料の全て。

(オ)器具は腐食及び振動に考慮した材料とする。

(カ)器具は耐食性を強化するため本体と取付部が一体であること。

(キ)既存の防犯灯と同様に電力柱、防犯灯鋼管ポール(専用柱(独立柱))などに置き換えて設置出来ること。

(ク)自動点滅器が付いていること。

自動点滅器は耐久性のある光センサー内蔵型又は、電子式内蔵型であること。

(2) LED防犯灯の性能等

ア 10w以下の灯具については、15mの設置間隔で公共団体法人日本防犯設備協会技術標準「SES E1901-3」(防犯灯の照度基準)の防犯灯クラスB+(プラス)の推奨値を満足できること。(高さ4.7m以上に設置した場合の水平照度分布図を提出すること)

イ 照明は白色系(昼白色)とし、色温度は5000kであること。

ウ 入力電圧は、100Vに対応できること。

エ 契約電力が10wの灯具については10w/灯(100v)以下であること(電力会社申請時の入力VAが10VA未満に該当すること)なお安定器及び電源装置を使用する場合は、これによる消費電力を含む。

オ 定格光束は、電力会社申請時の入力VAが10VA/灯未満のものは720ルーメン以上とする。

- カ 上方光束比
周辺住居等への不必要な漏れ光を避けるために、灯具取付時の状態で上方光束比5%以下であること。
- キ エネルギーの消費効率は、灯具全体効率（灯具からでる全光束を定格消費電力（灯具外部に独立型電源装置を設置する場合は、その定格消費電力）で割った値）で75lm/w以上であること。
- ク 照明の演色評価数（Ra）は75以上であること。
- ケ 動作保障温度は-10℃～35℃であること。
- コ 灯具の定格寿命（光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間）は60,000時間程度あり屋外環境での使用に耐え得る構造とすること。
- サ IEC61000-4-5レベル4をクリアしていること。
- シ RoHS（ローズ）指令準拠にて、全ての構成部材で特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）の含有率がJIS C0950の基準を超えないこと。
- ス 製品の製造業者は、ISO9001認証及びISO14001認証を取得していること。
- セ 製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。
- ソ 使用によりほかの電子機器に障害を与えないことの検査を実施し、障害を与えない事が確認できること。（S-JET認証、EMS規格、VCCI classB準拠、電気全法準拠など）
- タ 力率を0.85以上とすること。（JIS C 8105-3）
- チ 耐雷サージ機能搭載。
（ア）大地間 コモンモードで15KV以上対応であること
（イ）線間 コモンモードで2KV以上対応であること
- ツ 防塵・防水仕様はIP44以上の基準を充たしていること。
- テ グレア対策がなされていること。
- ト フリッカーが発生しないこと。またはフリッカー対策がなされていること。
- ナ 通常の使用方法において、LEDの定格寿命期間は、安全な使用が可能であること。
- ニ 器具及び取付金具は、電力柱などの取付部から10cm離れた位置で105kg（1分間）までの静荷重に耐えることができること。
- ヌ 積雪・落雷（誘導雷）があった場合でも、自動点滅器が正常に作動すること、又は積雪・落雷（誘導雷）による自動点滅器への影響が

あった場合であっても、形状など影響を最小限とする工夫がなされていること。

- ネ サイクル腐食実験（JIS K5600-7-9 サイクルA条件を30サイクルとするもの）を充たすものであること。
- ノ 電柱、防犯灯専用ポールなどの既設の防犯灯と置き換えて設置できること。また外壁等に設置されている場合であっても、設置出来るものであること。
- ハ 電波障害の発生が抑制されている灯具であること
 - (ア) 雑音端子電圧 基準値 周波数範囲 526.5kHz～5MHz
限度値 56dB以下
周波数範囲 5MHz～30MHz
限度値 60dB以下
 - (イ) 雑音電力 基準値 周波数範囲 30MHz～300MHz
限度値 55dB以下

(3) 本体表示

本体には、下記の項目を表示すること。

- ア 電気用品安全法に規定する項目
 - (ア)PSEマーク
 - (イ)製造事業者名又はその略称
 - (ウ)定格電圧
 - (エ)定格消費電力
 - (オ)定格周波数
 - (カ)屋外用の旨
- イ JIS C 8105に規定する項目のうち以下のもの
 - (ア)製造年又はその略号
 - (イ)製造業者の型番
 - (ウ)定格最高周囲湿度
 - (エ)IPコード
 - (オ)入力電力（記載が望ましい）
- ウ 電力会社申請入力容量

(4) 試験成績書の提出

本要項の規定事項（構造、性能等）の確認については、別途計算書、試験成績書、仕様がわかる書類等を提出していただき、この書類をもって、行えるようにすること。

(5) 備考

ア 屋外LED照明器具の製造・販売実績

器具メーカーは、屋外照明器具及びLED照明器具の製造・販売実績が3年以上あること。

イ 取り付けLED照明器具の交換について

維持管理期間中に灯具のリコール等が発生し大量の交換が発生した場合、速やかに他社製品を含めた同等製品を導入する体制を整えること。

12 工事仕様

- (1) 工事を行うに当たっては、町内業者を優先的に使用すること。
- (2) 工事業者の配置は地域性、交通量多い道路・交差点、通学路、通学・通学時間帯に十分配慮すること。
- (3) 交換する灯具及び取り外した灯具の取扱いは適正に処理をすること。
- (4) 本町が地域に向け説明会を実施する場合は、本町からの要求があればそれに同席し、必要な説明を行うこと。
- (5) 東北電力などへの申請手続きは全て事業者が行うこと。
- (6) 本町からの連絡、確認、質問等に対して、誠意をもって対応すること。

以上